

第1条（総則）

1. 本トランクボックス住吉一時使用約款は、中川建工 株式会社（以下「甲」という）が賃借人（以下「乙」という）に、甲の所有又は管理する物件について提供する使用スペース（以下「契約物件」という）に関わる一時使用契約に適用される。
2. 乙はトランクボックス住吉使用契約の締結前に必ず本約款の内容を確認するとし、契約を締結した時点以降は乙に対し本約款を適用する。
3. 甲は本約款を変更することがある。その場合、甲は乙へ書面による通知または甲のホームページ等に掲示し、この通知または掲示のいずれか早い時点を以って変更後の約款が適用され、乙は変更後の約款を承認して契約物件を利用するものとする。

第2条（契約の締結、約款）

1. 甲乙は、乙が甲の指定する申し込み手続きを完了し、本一時使用約款を確認承諾した時点で本一時使用約款を内容とするトランクボックス住吉一時使用契約（以下、本契約という）の締結とすることを相互に確認する。
2. 本契約の前提として乙は、本契約に基づく債務の履行を担保する為、甲指定の連帯保証人請負法人である保証会社を連帯保証人（以下「丙」という）とする保証委託契約申込み及び保証委託契約を締結する。保証委託契約は本契約が終了するまで維持継続しなければならない。
保証料は下記①②の通り。
①乙は丙に対し、保証料（本契約第2条第1項に定める「固定費用」の50%。消費税別）を本保証契約締結時に支払うものとする。
②保証料は本契約終了後も返還しない。
3. 本契約に基づく契約期間は契約月の末日迄とし、その後1ヶ月単位の自動更新とする。甲又は乙丙により、書面又は甲所定のインターネットによる方法にて、更新終了（以下「解約」という）の意思表示が解約月の前月末日迄に無い場合は、本契約は従前と同一条件にて自動更新される。
4. 甲乙丙は、本契約が動産物を一時保管使用による一時使用契約と認識し、借地借家法の適用が無いことを確認する。
5. 乙は、契約物件の変更、又は借主名義を変更する場合は、新規契約となることを承諾する。
6. 乙は契約締結後、最初に物品等を搬入する際は、事前に契約物件を開錠のうえ内部その他を確認した後に搬入作業の準備を行うものとする。事前確認を行わずして万が一物品等の搬入に支障が生じた場合の乙のいかなる損害も、乙は甲に賠償を求めることはできない。

第3条（使用料等支払い方法）

【口座振替のみ】

1. 乙は本契約に基づく、毎月税込使用料・税込共益費等（以下「毎月金員」という）を甲の指定する集金代行会社である丙の振替口座により、翌月分を前月末日迄に支払うものとする。
丙の口座振替による収納代行手数料：金 330 円（税込、尚、消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税率を適用する）は、乙の負担とする。
2. 乙が毎月金員の支払期日を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を付加して甲もしくは丙に支払う。
3. 本契約に基づき乙が甲に支払う金員の消費税については消費税法の定めるところとし、契約期間中に税率の変更があった場合には法の定めに則り新税率が適用される。
4. 本契約時の請求書・明細書に記載されたキャンペーンによる使用料金等の割引サービスが有った場合は、その後乙がその条件を満たさなかったときは違約金が発生するものとする。
5. 甲が設定した割引等のキャンペーンの適用条件として、そのキャンペーン期間内に乙による解約があったときは、正規料金1ヶ月分相当額を違約金として乙は甲に支払う。
6. 本契約における毎月金員等の支払いの際の領収書については、通帳への記載をもって領収書の発行に代えるものとする。
7. 本契約に基づく、使用料・共益費・その他乙が甲に支払う金員は契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により使用料が著しく不相応となったときは、甲はこれを改定することができる。

第4条（収納物管理責任）

1. 乙は毎月一回以上契約物件の扉を開け、収納物の点検をしなければならない。
2. 契約物件内の収納物及びその搬入出は、全て乙の責任にて管理する。又、乙の依頼等による関係者の搬入出においても同様に乙の責任とする。但し、乙によるリフトの使用は禁止とし、事前に甲に申し込みの上、甲が操作する（最大積載量 200 kg）。
3. 乙は契約物件ならびに契約物件内の収納物に異常を発見した場合は、速やかに甲に報告する。又、乙の契約物件に近接する他の物件に異常を発見した場合も、甲に連絡のうえ物件の維持保全に協力する。

第5条（臨時費用、損害保険等）

1. 契約物件の錠は、甲が設置又は貸与したものを乙は使用しなければならない。尚、乙が契約物件の鍵を紛失等し交換する場合は、11,000 円（税込）を鍵の交換手数料として甲に支払うものとする。
2. 甲の責めによらない原因・理由で、乙の依頼により甲が契約物件に関わる問題解決のために対応したときは、乙は甲に対し対応費用として一回あたり 11,000 円（税込）を支払うものとする。なお、鍵等の交換実費は別途乙の負担とする。

第6条（通知義務）

1. 乙は、本契約の解約（解除含む）時までの間、現住所、連絡先、及び重要な事項の変更が有った場合は、速やかに甲及び丙に書面にて通知し、甲丙の確認（承諾）を得なければならない。
2. 乙は、物件に異常を発見した場合は速やかに甲に連絡のうえ報告する。
3. 乙は、乙の物件に隣接する他の物件に異常を発見した場合にも、甲に連絡のうえ物件管理に協力する。

第7条（連絡）

甲または丙から乙への連絡、通知及び意思表示は、乙が甲または丙に届け出た住所に宛てた書面の郵送、又は届出FAX番号・届出携帯電話番号へのSMS・届出メールアドレスに宛てた通信によって行う場合には、その発送又は送信をもってそれぞれ有効に完了しものとみなし乙はこれらを受領しなかった場合にも異議を述べることはできない。

第8条（禁止収納物）

乙は、契約物件内に次の動産類等を収納してはならない。

- (1) 現金、小切手・株券・手形その他の有価証券、預貯金通帳、クレジットカード、切手、印章、宝石、貴金属、金庫等金銭に代わる物。
- (2) 原付バイク・自動二輪全て・自動車・ヨット含む船舶等の原動機付の物、及び左記物品の原動機付の一部。
- (3) 和服・美術品、高級ブランド品等の高価な動産類、その他、楽器、各種データ、日記、写真等、乙に於いて重要性の高い物。
- (4) 揮発性・発火性を有する物（シンナー・ガソリン・石油等の物品）、化学変化を起こす物、可燃性ガス、爆発物その他危険物、ペンキ等の塗料、建築ガラ、その他産業廃棄物、及び本物件設備を汚損・劣化させる物品。
- (5) 刀剣類・拳銃等の銃刀法に違反する物、及び薬事法に違反する毒物・劇物・指定薬物、及びその他の違法な物品。
- (6) 動物・植物等の生物、不潔な物品。
- (7) 保存・保管に適さない食品・飲料類。
- (8) 遺体・遺骨・遺灰・位牌・遺影、及びこれらに類するもの。
- (9) 腐敗、変質しやすい物品、臭気を発する物品、あるいはその可能性がある物品。

(10) 湿気を発する物品、あるいはその可能性がある物品

(11) 定価総額 20 万円（税込）を超える動産類（物件内に保管する動産の定価の合計額が 20 万円を超えることをいう）。かつ 1 点または 1 組で定価 10 万円（税込）を超える動産類。

第 9 条（禁止事項）

乙は契約物件を専用使用できるが、乙又は、乙の依頼あるいは乙の承諾による乙の家族・友人・知人等による次の行為をしてはならない。

- (1) 契約物件内又は物件所在地による営業及び軽作業、居住・仮宿泊・休憩場所・事務所・工場等、及びそれらに類する用途に使用する事。
- (2) 物件所在地内にて、契約物件内以外に物品を置くこと並びに放棄する事。
- (3) 契約物件を第三者に転貸、担保提供、譲渡する事。
- (4) 契約物件にネジ・釘・フック等の造作及び設備の造作をすること。又は既存の設備に変更を加えること。
- (5) 物件所在地に収納物の搬入出以外の目的で車輛を駐車すること。
- (6) 契約物件および物件所在地にて大声、騒音、振動等を発して近隣に不快感を与える行為、又は与える恐れの有る行為。
- (7) 契約物件および物件所在地にて喫煙ならびに火気を使用する事
- (8) 他の利用者の使用を妨げる、又は妨げる恐れの有る行為。
- (9) 契約物件所在地での法人登記及び個人の住民登録をする事。

第 10 条（損害の補填）

本契約に基づく物件所在地に於いて、乙又は、乙の依頼による乙の家族・友人・知人によって故意・過失を問わず契約物件及び物件所在地の諸設備を毀損した場合、乙はその賠償の責を全て負う。又、第 7、8 条による損害が発生した場合に於いても、乙はその全ての責を負う。

第 11 条（解約・明渡し）

1. 甲乙丙は、毎月末締め 1 ヶ月前予告（解約月の前月末日迄）により、本契約を書面又は甲所定のインターネットによる方法により解約できる。
2. 甲からの解約の場合、解約に際しての乙丙に対する補償等は一切無いものとする。
3. 乙丙からの解約の場合、解約月末日までに、乙丙は契約物件を、収納物全てを搬出し賃貸当初の原状に復して甲に明渡し返還しなければならない。収納物の一部といえども、契約物件内に残置物があったときは、当然に本契約の解約は成立しない。
4. 乙が前項の原状回復義務を怠った場合は、甲は乙に代わって原状回復を行うことができるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。
5. 本条 3 項の明渡し返還期日の翌日以後、契約物件内に収納物又は残置物が有った場合は、甲に対し乙丙は明渡し返還終了迄、1 ヶ月当たり毎月金員の 2 倍額の損害金を請求できるものとする。
6. 解約月においては、常に末日締めとするため日割り清算は行わない。
7. 契約解除の際は、解約月の翌月末日を経過しても物件内に残置した保管物について、乙は物件内保管物のその所有権を放棄するものとする。

第 12 条（契約の解除）

甲は乙に次の各号に記載する事由の 1 つでも生じた場合には、相当の期間を定め催告したうえで本契約を解除する事ができる。但し本条（1）、（2）（4）、（6）、（7）、（8）の各号の場合には甲は乙に催告なく本契約を解除できる。契約解除後、甲または丙は任意の方法により契約物件内部の点検をし、収納物が残存している場合には乙がその所有権を放棄したものとみなして収納物の一切を自由に処分し、錠の交換をすることができる。

また、残存収納物の処分に要した費用及び契約物件原状回復費用は乙の負担とする。

- (1) 第三者より仮差押・差押・仮処分・その他強制執行若しくは競売の申立て又は、公租公課の滞納処分ある いは、刑事事件に関わるなどの信用失墜行為をしたとき。
- (2) 破産・解散・会社整理、再生・民事再生・産業再生の申し立てがあったとき又は、振出小切手及び振出手形が不渡りになったとき。
- (3) 甲又は丙が、通常的手段を用いて乙の自宅電話（携帯電話含む）・緊急連絡先・勤務先に連絡しても、10 日以上乙と連絡が取れないとき。
- (4) 乙の報告による甲丙の認識済み住所に、電気・ガス・水道の契約状況もしくは郵便物の状態などから、通常の生活を営んでいないと推定又は確認できたとき。
- (5) 乙の住所が不明となって、1 ヶ月以上新住所の連絡なく確認が取れないとき。
- (6) 乙が本契約に基づく、毎月の金員を 2 ヶ月分以上滞納したとき。
- (7) 暴力団等反社会的勢力又は犯罪組織の構成員・準構成員であると認められるとき、又は、それらの者のために契約物件を使用したとき、及び捜査機関から契約物件の捜査を受けたとき。
- (8) その他本契約に定める条項に 1 つでも違背したとき。

第 13 条（破錠・施錠・物件内の立入等）

1. 本契約の解約（解除含む）後もしくは本契約条項の 1 つでも違背した場合、甲丙は何等催告なく乙の契約物件に於いて破錠のうえ契約物件内の確認・収納物の移動及び収納物の有無を問わず新たな施錠をすることができ、乙は何等の責を甲丙に請求しない。
2. 甲又は甲の指定する業者が契約物件の維持保全の為、点検・補修・補強等の作業又は緊急・危険物管理、その他安全確保等の理由により契約物件内に立入る事を要する場合には、甲は乙に催告することなく立入りができる。
3. 甲は、必要があるときは、乙に対し通知をすることなく、同一施設内で契約物件を移動し、又は施設内の通路を変更するなどの措置を講ずることができる。
4. 甲が、本件契約物件の存在する施設の全部または一部の営業を停止するとき、甲より乙に対し相当の期間を定めて書面により、乙の回答を要する通知をしたにも拘らず、期日までに乙より何らの回答も無かったときは、乙の承諾を要さず甲は破錠のうえ契約物件内部を点検できるものとし、且つ、契約物件内の動産物を他施設に移動できるものとする。
5. 前条及び本条等により、甲が契約物件の鍵を破錠した場合、その鍵が乙設置の鍵であっても、甲は乙に対し鍵代金等何ら賠償の責を負わない。

第 14 条（契約の消滅）

天災地変・火災等による物件の消失、法令・行政指導、その他甲の債務がやむを得ない事由により履行することが出来ない場合には、予告期間を要せずに、甲乙丙は本契約が当然に消滅する事を確認承諾する。

第 15 条（甲の責任の限定）

1. 甲は甲の故意または重大な過失により乙に損害が生じた場合は、法令上の賠償責任を負う。なお、甲が責任を負う収納物に於いては、収納物の客観的に評価された時価を超えることはなく、乙等の主観的評価により増加する価値は考慮されない。
2. 前項の場合を除き、甲は収納物が既存、滅失したことや、乙が契約物件を使用したまたは使用できないことにより、乙及びその関係者等に生じた特別、付随的、偶発的、間接的、または結果的な損害（営業利益の損失、事業の中断、営業情報の喪失、またはその他の金銭的喪失による損害等）に対しては予見の有無を問わず一切の責任を負わない。

第 16 条（免責・除外事項）

1. 次に記載する事由に起因して乙に損害が発生した場合には、乙は甲に対し一切その損害賠償の請求はできない。
又、その付随する二次的損害に付いても同様、甲にその賠償を求めず、甲はその責を負わない。
 - (1) 温度・湿度等の自然現象の変化により、収納物に変化・変質・錆・カビ・腐敗・鼠害・虫害等が生じた場合。
 - (2) 火災・地震・風水害・火山噴火・降灰・降雪・落雷・洪水・津波・高潮・河川氾濫・土石流等を原因とする収納物の損傷、及びそれらによる浸水・漏水等による損害が発生した場合。
 - (3) 第三者より受けた、盗難・事故による損傷又は損害。

- (4) 前条による契約の消滅、並びに公共事業・区画整理・建物所有者からの建物明け渡し請求によって、本契約の存する建物の使用継続ができなくなった場合の損害賠償等。
- (5) 第7条にあげる物品類等を収納していた場合。
- (6) その他、甲の責めに帰さない損害。
2. 甲はトランクボックス住吉設置場所内共用部分の整理・清掃業務を甲の定めた方法、頻度において行うが、積雪時の除雪作業は除外とする。
3. トランクボックス住吉の存在する建物の階段の使用に際しては、人身の転倒・転落及び物品の落下等の事故防止に、乙は万全の注意を期すものとし、万が一発生した階段使用に起因する一切の事故による損害、身体的傷害、及びその付随する二次的損害について、甲はその責めを負わない。
4. 甲は、乙・丙からの本契約に関する問い合わせに回答する。乙・丙自身以外の者からの問合せに応える義務を甲は負わない。

第17条（集合物譲渡担保の予約）

1. 本契約に基づく、乙が将来負担する一切の債務の担保として、乙は契約物件内の収納物に対し甲を予約権利者とし、占有改定により、それを譲渡することを内容とした集合物譲渡担保の予約契約を締結する。
2. 同集合物譲渡担保契約の極度額は金30万円とし、債権の範囲は乙が本契約に基づく甲への、毎月金員の遅延を含む一切の債務とする。
3. 第11条に記載の事由に1つでも違背した場合、甲は乙に対し予約完結の意思表示をすることができる。但し、第11条1項(4)、(5)の場合、乙は当然に予約が完結されることを予め承諾する。

第18条（集合物譲渡担保の実行等）

甲は、前条3項の予約完結権の行使が行われた後、契約物件内の動産類を公正な第三者の評価に従い、任意の方法により売却・処分することができる。その場合換価金が有ったときは乙の甲に対する債務（処分費用含む）に充当することができる。

第19条（約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本契約約款を保管するものとする。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が、反社会的勢力ではないこと。
- (3) 甲並びに乙が法人の場合、反社会的勢力が法人の経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自ら又は第三者のために、反社会的勢力を利用しないこと。
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 乙は甲に対し、前項(1)から(3)の事項についての確認のため、甲が必要に応じて警察等関係諸機関に照会すること、及び、照会の際に本契約において知り得た乙の個人情報を関係諸機関に提供することを予め承諾する。
3. 乙は、契約物件の使用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはならない
- (1) 契約物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 契約物件又は契約物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 契約物件に反社会的勢力を出入りさせること。
4. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 本条1項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
5. 甲は、乙が本条3項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第21条（合意管轄裁判所）

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、管轄裁判所を徳島地方裁判所とする事を甲乙合意する。

〈制定・改定〉

2022年11月18日制定

日付：令和 年 月 日

署名：